

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		届出者は元請け業者です。 下請け業者は産業廃棄物収集運搬業の積替え保管の許可がなければ保管行為は行えません。	
松山市長 殿		届出者	
住所		松山市三番町6丁目6番地1 株式会社 松山建設 代表取締役 松山 太郎	
通常の場合（第3項前段）を 非常災害等で事後届出の場合は下段（第4項）を ○で囲んでください。		ここにあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 089-9	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び図面を添えて届け出ます。		所在地（登記簿上の所在および地番） を記入してください。住所表示の設定 がある場合については下に住所も記 入してください。	
保管の場所に関する事項	所在地 (住所)	松山市二番町4丁目7番地 (松山市二番町4丁目7番地2)	
	廃棄物を置く部分ではなく、保管場所 全体の面積を記入してください。	450㎡	
	保管する産業廃棄物の種類 廃棄物の保管量全体を合算した容量 を記入してください。 (例) がれき類20㎡ 廃プラスチック類6㎡ 木くず7.3㎡を保管する場合 合計の33.3㎡と記入。	がれき類 廃プラスチック類 木くず 33.3㎡	
	屋外において容器を用いずに 行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの)	有り 無し 高さの計算方法は別紙参照。 保管の高さの上限: 2.5m	
保管開始年月日	令和3年 4月 1日		
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。			

<別紙>

産業廃棄物を屋外において容器を用いずに保管する場合は、下記の図1のようにピラミッド状で保管しなければなりません。（畳のように平積み出来る物は除く。）

産業廃棄物事業場外保管届出書の「保管の高さの上限」とは、下記の図における「BDメートル」のことを言います。

また、下記の図における「50%勾配」とは、角度が50度という意味では無く、ADとBDの比率が2対1という意味です。つまり、ADの長さが5mの時、保管の高さの上限（BD）は2.5mになります。（最大保管量は三角形ABCの容積です。）

容器を用いない保管については、この50%勾配を超える角度で保管してはなりません。

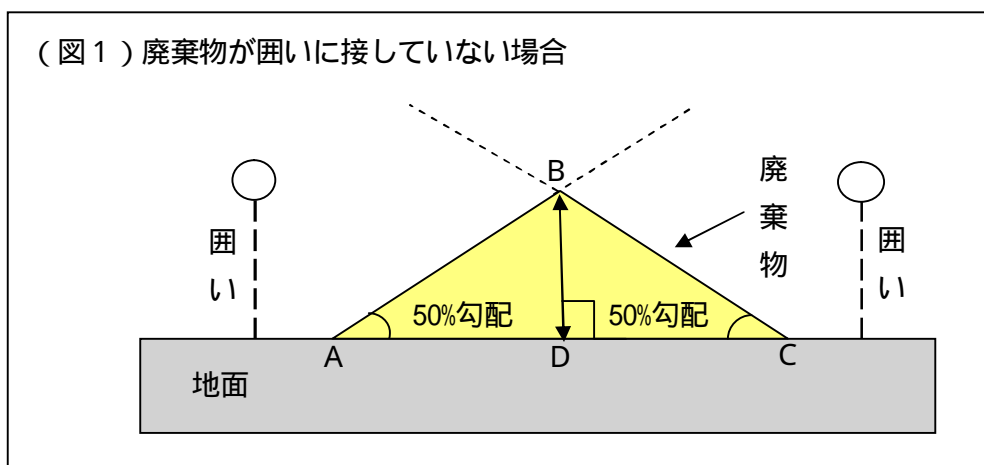
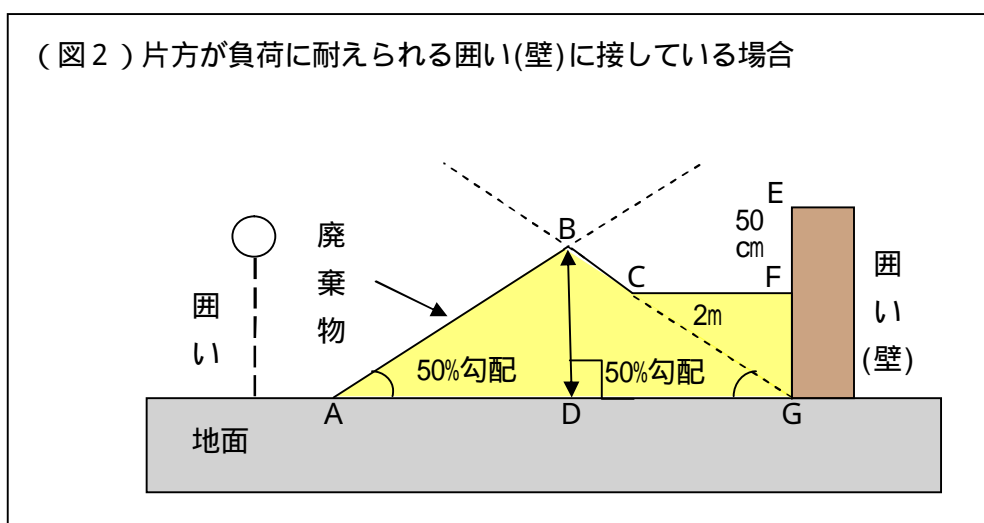


図2のように片方が負荷に耐えられる壁に接している場合は、CFが壁から地面と水平方向に2m、Fが壁の上端Eから50cm下がった位置となるようにしなければなりません。（最大保管量は五角形ABCFGの容積です。）



ご不明な点は廃棄物対策課に書類をご持参の上、ご相談ください。